

## 第1回 電力取引監視等委員会

### 議事録

日時：平成27年9月1日 13:30～15:30  
場所：経済産業省 本館 2階 西8共用会議室

#### 議題

1. 委員会の運営等について

#### 議事内容

○八田委員長 それでは、定刻となりましたので、ただいまから、第1回電力取引監視等委員会を開催いたします。

先ほど宮沢経済産業大臣より辞令をいただき、本委員会の委員長の職を拝命いたしました八田でございます。どうぞよろしく願いいたします。

本委員会の開会に先立ちまして、私より一言ご挨拶させていただきます。

この6月に電気事業法が改正されまして、60年ぶりに大きな電力改革が行われました。この改革は電力の完全な自由化を行うものです。本委員会は、この自由化によって参入の障壁が撤廃される電力市場における取引監視を厳正に行う組織として本日発足いたしました。

具体的には、この委員会の役割は2つございます。第一は、競争ルールの遵守を監視する市場の番人としての役割です。第二は、その市場のルールづくりを、これは経済産業大臣が行うのですが、建議する役割が私どもに与えられております。非常に中立的な立場から新しいルールをつくっていくこととなります。とりあえずは、来年の4月に行われる電力の小売自由化を目指して体制づくりすることが大きな仕事であります。

60年ぶりの大改革により、競争活性化によるコストの抑制、価格機能の発揮による安定供給や節電の促進というようなことが実現されることとなります。この目的を達成するために、委員各位の知見や専門性をこの委員会において大いに発揮していただきたいと思っております。

これをもって私のご挨拶とさせていただきます。

それでは、続きまして、私同様、先ほど、宮沢大臣より辞令交付を受け、本委員会の委員に就任されました皆様方より一言ずつ、抱負も含めてご挨拶いただきたいと思います。存じます。

それでは、五十音順で、稲垣隆一委員、よろしく願いいたします。

○稲垣委員 委員の稲垣でございます。

先ほど委員長からご紹介がありましたように、この電力取引監視等委員会の役割は、大臣のルールづくりへの建議と、そのルールの厳正な執行の監視です。具体的には市場の開放の目的を実現すべく、現実をルールに合わせて筋肉質のコンプライアンス豊かな市場をつくっていくということに協力するということだと思っております。精一杯、委員の皆さんと協力して、また事務局の皆さんと協力して作業を進めていきたいと思っております。どうぞよろしくお願いいたします。

○八田委員長 ありがとうございます。

続きまして、林泰弘委員、よろしくお願いいたします。

○林委員 林でございます。どうぞよろしくお願いいたします。

私のほうは、工学系の特に技術系とか、日進月歩、最近、技術等の進展は非常に進んでおりますので、そういった中、最新の技術も取り込みながら、あるべき姿等々の透明性、公平性等をしっかりとグリップできるような立ち位置で、いろいろ日本の電力システム、世界に冠たる設計というか、監視等のスキームを実現していきたいと思っておりますので、微力ではございますけれども、精一杯やらせていただきますので、どうぞよろしくお願いいたします。

○八田委員長 ありがとうございます。

続きまして、圓尾雅則委員、よろしくお願いいたします。

○圓尾委員 同じく委員を拝命しました圓尾でございます。よろしくお願いいたします。

私は、二十数年、資本市場の立場から電力業界を分析してまいりましたので、その知見を生かしながら、微力ではございますけれども、委員会のお役に立てるように頑張りたいと思っておりますので、よろしくお願いいたします。

○八田委員長 どうもありがとうございました。

それでは続きまして、箕輪恵美子委員、よろしくお願いいたします。

○箕輪委員 今ご紹介にあずかりました箕輪と申します。どうぞよろしくお願いいたします。

私は公認会計士として十数年やっておりますけれども、今回のルールづくりという中で、会計の立場から皆様にわかりやすいルールづくりに少しでも貢献できればと考えております。どうぞよろしくお願いいたします。

○八田委員長 どうもありがとうございました。

引き続き、本日付で委員会に設置されました事務局を代表して、松尾事務局長より一言  
お願いできますでしょうか。

○松尾事務局長 事務局長の松尾でございます。

事務局、本日、70名体制で発足いたしまして、外部からも法律、会計の専門家も入って  
おります。私ども、全力で委員会をお支え申し上げたいと思います。どうぞよろしくお願  
い申し上げます。

○八田委員長 ありがとうございます。

委員一同、事務局とも連携して、本委員会に課された使命を全うしてまいりたいと存じ  
ます。関係者の皆様方におきましては、何とぞご協力のほどよろしくお願い申し上げます。

プレスの皆様方におかれましては、カメラの撮影はここまでということをお願いいたし  
ます。

(カメラ退出)

それでは、議事に入らせていただきます。

今回は第1回ということもございまして、議題が多岐にわたっております。1つ目が委  
員会の運営に関する事項、2つ目が直ちに取り組みが必要な事項、3つ目が当面の検討課  
題に関する事項と3つのパートに分けてご議論いただきたいと思います。

それでは、委員会の運営に関する事項について資料の説明を事務局よりお願いいたしま  
す。

○岸総務課長 事務局の総務課長の岸でございます。よろしくお願いたします。

それでは、資料の説明でございます。資料の右上の番号で、3-1から3-5まで、ま  
ずご説明を申し上げます。

3-1、「委員会の運営について」ですが、委員会の議事・資料の公開のルールや下部  
組織などを内部規程として定めることをご諮りしたいと思います。

主なポイントですが、1つ目、委員長代理につきましては、法律で委員長が指名するこ  
ととされております。稲垣委員にお願いしたいとのご指名がございました。

2つ目、定足数などですが、これについても既に法律で定められているとおりですが、  
委員会の招集の権限は委員長にあること、委員長及び二人以上の委員の出席によって定足  
数が満たされること、議事は出席者の過半数で決することとされております。

そして、本日委員会として決定していただきたいのは、3つ目の運営規程です。本体の  
案は別添しておりますが、そのポイントを申し上げますと、まず委員会の開催については

事前に公表する。委員会は原則として公開。議事録、会議資料も原則として公開。「ただし」とございますが、委員会が必要と認めた場合は、その理由を明示した上で非公開とすることができる。その場合も、議事要旨については公表するというところでございます。

なお、本日の第1回会合も公開の会議としておりまして、事前に開催についてホームページで公表して、傍聴の希望を募りまして、スペースの許す限り認める。多数の場合には抽選という形でさせていただいております。

ただし、今後、非公開として考えられるのは、例えば事業者の違法・不当な行為の監視の具体的な進め方、競争環境のもとにおける小売事業者の個々の経営計画に踏み込んだ審査、個別の紛争処理の内容などにつきましては、委員会の判断により非公開とすることも考えられるかと思えます。

それから③ですが、委員会のもとに専門会合を設置できる。専門会合は、委員会の求めに応じて調査審議を行って、その結果を委員会に報告するとしておりまして、物事の決定はあくまでも委員会本体が行うという考え方に立っております。

続きまして、資料3-2、「委員申し合わせについて」です。後ろに案がありますが、これは委員長のご発案によりまして各委員の皆様事前に賛同いただいたものでございますが、その趣旨といたしましては、委員長及び委員は、非常勤の一般職国家公務員という位置づけとなります。国家公務員法で、非常勤であっても適用される守秘義務などの規定があり、これを遵守するとともに、国家公務員倫理法については、事務局の職員には適用されるものの、非常勤の委員長、委員には直接の適用はありませんが、その趣旨を斟酌する。こうした見地から、在職中に特に留意すべき事項として、自発的に申し合わせをされるということで、そのポイントが下にございます。

1つ目のポツ、電気・ガス事業者等及びその団体からの寄附、それから、一定額以上の報酬の受領や株取引について自粛をするということ。なお、ここで一定額以上の報酬の受領とは、ほかの委員会の前例でも最も厳しい例にならしまして、当面、年間50万円を目安とする。また、下の※印にございますけれども、電気・ガス事業者等は、新規参入者も含み、かつ、事業者そのものだけでなく、子会社、親会社、兄弟会社も含む。さらに、その団体とは、運営費又は構成員の過半を電気、ガス事業者等が占めるという理解でございます。

それから2つ目のポツで、電気・ガス事業者等及びその団体の役員又は従業員との兼業について自粛をするということ。

それから、委員会の職務に関しての講演、あるいは要請・要望や申請内容に係る事業者などとの接触、いわゆる働きかけを受けた場合でございますけれども、こうした場合は自発的に委員長に報告いただくということ。

それから、機密性情報など、これは経産省の内規が適用されますけれども、この適切な取扱いを含めた情報管理などの徹底ということ。

こうしたことについて、別添の申し合わせを行うことについて改めてご確認をいただければと思います。

なお、事務局の職員につきましては、これら委員の皆様と同一以上の内容について、もともと法令や経済産業省の内規が適用されますので、自粛という形ではなくて、ルールとして規制されて直接規制されておりますが、これらの厳格な運用について改めて徹底いたします。

次に、資料3-3でございます。相談窓口でございます。本日、委員会発足いたしましたので、事務局内に事業者や消費者向けの相談窓口を設置するというところでございます。

具体的には、2にあります。電気事業者間における案件、あるいは消費者と小売事業者との間で発生した契約トラブル等の相談に応じるということで、専用の電話やメールアドレスなども本日から用意してございます。

委員会のホームページも本日立ち上げて、あるいは追ってパンフレットなども作成して、窓口などの普及・啓発に努めていきたい。行く行くは事例集としても公表したいと考えております。

次に資料3-4です。あっせん・仲裁機能が、電気事業法上、委員会単独で行使できる権限事務として定められております。本日は、1つ目は、委員会としての紛争処理規程、これはあっせん及び仲裁の手続の細目ですけれども、別紙のとおり定めてはどうかというご提案です。

内容のポイントは、記載のとおりですが、例えばあっせん委員や仲裁委員が事件、あるいは当事者などと特別な関係にある場合の欠格・回避・事実の開示に関する規定、あるいは手続の分離、併合などの細目に関する規定です。

なお、細かくなりますが、別添の13条、14条のところで、(あっせん又は仲裁の手続に係る資料の公開)(あっせん又は仲裁の手続に関して知ることができた事実の公表)という条文があります。これにつきましては、秘密保持の要請との関係で、規定ぶりについて、引き続き検討をいたしておりまして、改めて委員会として決定していただくこととしたい

と考えておりますので、本日は、ここに書いてある条文でご提案させていただきます。

それから、戻りまして、2の「あっせん委員及び仲裁委員候補者」について、法令に基づき、以下記載の方々を指定し、名簿を作成してはどうかという提案でございます。委員の中から委員長以外の4名、それから特別委員として5名記載しております。

なお、この名簿の中から事件ごとに、委員会があっせん委員、仲裁委員などを指名することになります。

続きまして資料3-5、「広報について」ですが、委員会の活動などにつきまして、消費者や事業者への周知、これを積極的に実施していく必要があります。1つ目の「会見について」ですが、八田委員長のほうから必要に応じて行うとともに、事務局としても、事実関係、あるいは補足・詳細説明、対外的な公表などを行ってまいります。

2の「広報全般について」は、委員会の活動について、ホームページ、パンフレットなどで紹介するのみならず、来年4月からの小売全面自由化に向けたFAQの作成・公表、説明会の実施なども今後計画してまいります。

それから、3の委員会のロゴマークについては、市場監視のイメージとして、マークの上のほうに翼を広げたタカの姿、それから、下のほうには電力やガスなどのネットワークのイメージを表現、デフォルメしたものを採用しております。

それから、4の英語名称ですけれども、略称をEMSCとするということでございます。委員会の運営関連の事項についての説明は以上でございます。

○八田委員長　ありがとうございました。

それでは、資料3-1から3-5までについて、ご質問、ご意見、委員の方からございますでしょうか。

それでは、特段のご意見、ご異論がないようですので、基本的に今ご説明にあった方向で規程等を決定・整備して、それに基づいて本委員会の運営に当たりたいと思います。どうもありがとうございました。

なお、この運営に関して、私から委員の皆様をお願いしたいことが1つございます。我々委員は非常勤であります。委員主導で委員会を運営するため、常時2～3名は出勤する勤務体制を確保することが求められております。この観点から、委員の皆様には、恐縮ですが、最大限のご協力、お繰り合わせをいただくことにより、毎日少なくとも複数名が出勤する体制を築いていく必要があると思います。

よろしいでしょうか。

(「異議なし」の声あり)

それでは、そのようにお願いしたいと思います。

それでは、次のグループの資料ですが、直ちに組みが必要事項です。これに関して引き続き事務局よりご説明をお願いします。

○岸総務課長 直ちに組みが必要事項としまして、資料3-6から3-9までご説明申し上げたいと思います。

まず資料3-6、「監査について」です。電気事業法に基づきまして、経済産業大臣からこの委員会に監査の権限が委任されております。毎年、一般電気事業者及び卸電気事業者、これはJパワーなどです。行く行くは、一般送配電事業者及び送電事業者が監査の対象となります。これらの業務、託送供給において差別的取扱いを行っていないか、あるいは経理、規制部門による収益を自由化部門に補填していないかなどについて監査を行うこととなっております。

本日は、別添の電気事業監査規程を委員会として決定していただきたいというご提案です。この中でポイントは、従来の監査手続から変更している点として、大きく2点ございます。1つ目として、監査の実施に当たっての資料の提出、従来は任意提出という形でしたが、今後、電気事業法に基づく報告徴収を行うということです。これによりまして、提出の拒否、あるいは意図的な虚偽の報告に対しては罰則が適用され得るということになります。

それから、2つ目ですが、監査実施の通告時期の見直しとして、もし必要があれば、前日や当日の通告による、いわば抜き打ち監査も可能としたいというものです。

なお、2に「今後の予定」とありますが、本日も審議いただく監査規程に基づきまして、今後、監査の具体的な時期、実施先、それから中身といった、当面の監査計画を追って定めますが、そうした具体的な進め方については改めてお諮りしたい。中には公開審議にならない部分もあろうかと思いますが、改めてご審議いただきたいと考えております。

監査については以上でございます。

次に、資料3-7、小売電気事業などの登録審査についてです。来年4月、第2弾の改正電気事業法の施行、小売全面自由化となりますが、これに先立ちまして、経済産業省では、今年の8月3日から小売電気事業などに関する事業の登録申請の受付を開始したところです。8月31日までに57件の申請があったと聞いております。

この登録申請の登録を最終的に受けるに当たりましては、経済産業大臣はあらかじめ委

委員会の意見を聞かなければならないと法律で定められておりますので、委員会における基本的な審査方針を本日お諮りするものです。

登録審査の流れにつきましては、記載のとおり、経済産業省で登録申請を受け付け、資源エネルギー庁で、安定供給確保の見地から、供給能力の確保の観点からの審査を行う。小売電気事業者には、空売り規制の関係で供給力確保義務がかかっていますので、その達成見込みについて審査を資源エネルギー庁で行うとともに、経済産業大臣名で委員会に対して意見を逐次聴取する。これは本日9月1日付で経済産業大臣から委員会に対して意見の求めの文書が発出されております。これは案文の段階ですが、別添1としてつけております。

審査の中身、対象についてですが、法律に規定する、登録を拒否しなければならないとする要件に該当するかどうかについては、経済産業大臣の審査基準、これが今年8月3日に制定されたところです。したがって、委員会は、電力の適正な取引の確保の観点から、電気の利用者の利益の保護のために適切でないと認められる者、これに該当するかもしれないかを審査対象といたします。

本日お諮りする基本的な審査方針は3のところに記載してありますが、枠囲みの中に3点、1つ目として、同時同量や電源調達等の需給管理の業務等、小売事業者として行う業務の実施体制が定まっているか、2つ目として、説明義務・書面交付義務が適切に遵守される体制、3つ目として、苦情等の処理体制、こうした点について、仮に事業者が業務の一部を委託で実施する場合には、委託先の体制も含めて、あるいは審査の過程で必要に応じて追加資料も求めながら委員会としてチェックするというご提案です。

次に、資料3-8、「託送料金審査について」でござります。これも一般電気事業者10社から7月末に、託送供給等約款の託送料金の認可申請が出ておりまして、9月1日付、本日付で経済産業大臣から本委員会宛てに意見の求めがありました。

今回の託送約款の認可申請におきましては、来年4月の小売全面自由化に向けて、家庭ですとかコンビニですとか低圧向けの託送料金が新規に設定されることと、特別高圧向けについても一部制度変更がありまして、これを踏まえた申請になっております。

一般電気事業者は10社ありますが、うち3社につきましては、原価の適正性から、根っこから審査を行いたいと考えております。残り7社は東日本大震災以降に小売料金の値上げ申請があり、そうした審査が既に行われておりますので、この7社については今回の制



度改正を受けた対応が適正に反映されているかということについて審査をしたいと考えております。

今後、9月から12月にかけて、次の議題でお諮りしますが、電気料金の審査専門会合をこの委員会のもとに設置いたしまして、そこで審査を行っていく。ということで、年内に大臣が認可を行えるように、遅くとも12月中に本委員会から経済産業大臣に査定方針を提出することとしたいと考えております。

続きまして資料3-9、専門会合の設置についてお諮りします。専門事項に関する調査・審議を行うために、先ほどご承認いただきました運営規程第6条に基づき、本委員会のもとに、まず2つの専門会合を設置いたします。1つが電気料金の審査専門会合で、当面は、先ほど申し上げましたように託送料金に関する審査を集中的に実施し、予定では9月4日から検討を開始したいと考えております。

2つ目は、制度設計の専門会合を設置いたします。これもいろいろな議題が考えられますが、まず当面は、来年4月の小売全面自由化の実施に向けて、小売の各種ガイドラインの整備、あるいはその延長線上で、小売電気事業者による電源構成開示義務についても検討課題になっておりますので、ご議論いただくことを考えております。制度設計専門会合につきましては、9月の下旬か10月の中旬か、そのあたりで検討を開始できればと事務局としては考えております。

それぞれのメンバーにつきましては、別添をごらんください。電気料金審査専門会合の座長は安念先生、この本体の委員会からは圓尾委員、箕輪委員両委員にご参加いただき、ごらんの専門委員の方々に構成します。

2つ目の制度設計専門会合は、座長を稲垣委員にお願いし、加えて、林委員、圓尾委員にもご参加いただき、さらに、ごらんの専門委員の先生方で構成します。それぞれ必要な場合に適切なオブザーバーの参加も座長のご判断で認めることとしたいと考えております。

2つ目の大きな柱についての説明は以上です。

○八田委員長　　ありがとうございました。

直ちに取り組みが必要な事項について、資料3-6から3-9までご説明がりましたが、これについてご意見、ご質問ございますでしょうか。

監査のことは、箕輪委員、大丈夫ですか。

○箕輪委員　　資料3-6のところの監査についてですが、今後、監査の具体的な計画が決まっていくということですので、その中身についてはこれから審議の中で意見を述べて

いきたいと思ひます。今回の改正による変更点については特に問題ないと考えております。

○八田委員長　　ありがとうございました。ほかにご意見ございませんか。

それでは、この件についても基本的にお認めいただいたものとさせていただきます。それで、今のご説明の方向で規程等を決定・整備してまいりたいと思ひます。どうもありがとうございました。

それでは、引き続きまして当面の検討課題に関する資料の説明をお願いいたします。

○岸総務課長　　「当面の審議スケジュール・項目」という資料3-10をご覧くださいければと思ひます。

まず、当面、来年4月の小売全面自由化の実施が大きな節目ですので、次のような項目について検討・審議を進めていってはいかがかと考えてございます。7点ほど挙げております。

なお、※印のついた項目については、個別企業の営業情報などが含まれる場合がありますので、必要な場合には委員会のご判断で非公開とすることもあろうかと考えております。

まず1つ目ですが、電力市場における不公正な取引等の調査・対応、いわゆる監視そのものですが、これを随時行っていくということです。各種情報の収集、具体的な不公正な取引に対する対処のあり方、あるいは電力市場における個別の事象についてヒアリングなどを行った場合にその結果を報告し、ご審議を随時いただきたいと考えております。

2つ目は先ほど説明いたしました託送供給等約款の審査で、年内を目途に進めてまいります。専門会合を活用して集中的に審査を行いますが、専門会合の審査に当たっては、随時委員会への報告を求め、必要な指示を与えていただくようお願いいたします。

3つ目の小売の事前登録、これも先ほどございましたように、事務局で具体的な審査を行うこととなります。先ほどの大枠の方針に従ってこれから審査を進めますが、個々の申請に関する、適正取引の確保の観点からの具体的な個別の対処方針も含めまして、この委員会で審議・決定していただければと考えております。

4つ目として、第2弾改正電気事業法の施行に限りませんが、ルール整備についてです。まず年内を目途として、来年4月の小売全面自由化の前に、適正取引のための関連の政令・省令、あるいは小売ガイドライン、これらの案についてご審議いただければと思ひます。具体的な検討は先ほどの制度設計の専門会合を活用してまいります。これにつきましても専門会合の検討状況を随時本委員会に報告を求め、必要なご指示をいただければと考えております。

5つ目ですが、同じく小売全面自由化の実施に向けての消費者の皆様への情報提供も随時行っていく。制度改正そのものの内容、あるいは本委員会に寄せられる苦情などについても事務局で対応していきませんが、こうしたものについても対応方針を審議・決定していただきます。

6つ目ですが、システムの開発状況の報告についてです。小売全面自由化の円滑な実施のためには、消費者が小売事業者を切りかえるスイッチング、これを支えるシステム開発の状況について、システム開発は現在の一般電気事業者の送配電部門が行うこととなりますが、必要に応じてこうした開発の進捗についてこの委員会としても把握してまいります。

それから7つ目ですが、卸電力市場の活性化も重要な課題ですので、四半期ごとを目途にして、現在、一般電気事業者に玉出し等の自主的な取り組みをお願いしているところですが、その状況や市場における競争の状況についてモニタリングをし、レポートをまとめまして、そのあり方についてご審議をいただければということでございます。

このほか、内外の動向のいろいろな把握、あるいは適時適切な検討ということで、法的分離に向けての行為規制の詳細設計ですとか、あるいは小売でしばらく旧一般電気事業者に残ります経過措置の料金規制、これをどういう要件で撤廃するかといったこと、あるいは火力入札制度のあり方、このほか、競争の促進に向けた諸制度のあり方について、必要に応じて議論をし、意見をしていくということがあると考えられます。

議題の10番目については説明以上でございます。

○八田委員長　ありがとうございました。今ご説明ありました事項について、ご意見、ご質問ございませんでしょうか。

林委員、どうぞ。

○林委員　どうもご説明ありがとうございました。資料3-10の6になると思うのですが、2016年4月からの小売全面自由化に向けたシステム開発状況の報告ということがありますけれども、これはまさに非常に大切なところでございます、ここにも書いてありますけれども、システムの開発の状況がどの程度進んでいるのか、しかも、それに対してどういう対応をしているか、早目早目にシステム開発のおくれが自由化のスイッチングの足かせになるべくならないような対応がどうされているかということをしっかり適宜、随時と書いてありますけれども、どれぐらいの頻度かも踏まえて、そこをちょっとまた今後いろいろ検討というか、対応していただければと思います。

以上です。

○八田委員長　　どうもありがとうございました。それについて事務局から何かありますか。

○新川取引監視課長　　取引監視課長の新川でございます。

ご指摘の点、全くそのとおりだと思っております。前回の、この前の体制の制度設計ワーキングで、東京電力のほうから、なかなかスケジュール厳しいというご発言もございましたので、なおのこと、念を入れてシステムの開発状況についてフォローアップし、この委員会の場に報告させていただきたいと思っております。よろしくお願いたします。

○八田委員長　　どうもありがとうございました。ほかにご質問、ご意見ございませんでしょうか。

それでは、この資料10を離れて、全般的なことについてでも結構ですので、何かご意見ございますでしょうか。

どうぞ。

○稲垣委員　　システム開発関連なのですけれども、スマートメーターのセキュリティに関する検討がなされていたと思うのですが、それも課題としては同じ話があるので、足を引っ張らないように、そしてセキュリティの確保の充実ということ、両輪ありますけれども、ぜひ強く取り組んでいただきたいということがあります。

ちなみに、今どんな状況でしょうか。

○新川取引監視課長　　セキュリティのほうについては、資源エネルギー庁のほうで今取り組んでおりますので、そちらとも連携しながら対応のほうを考えていきたいと思えます。いずれにせよ、我々の観点からみますと、小売全面自由化に、このシステムの開発の遅れということで、悪影響を与えないようにということにも主眼を置いてやらせていただきたいと思っております。セキュリティが重要であるというのはそのとおりだと思いますので、そちらもまた、エネ庁とも連携しながら対応していきたいと思えます。

○八田委員長　　ほかにございませんでしょうか。

それでは、きょうは予定より大幅に早く議論が終わったのですけれども、要するに今日は全体の枠組みを定めるということだったので、これからも必ずしも早く終われるとは限らないと思いますが、今日決まった規程など、これから整備していただきたいと思います。

私、1つ感想を申し上げますと、今日、電力料金、託送料金に関する委員会と制度設計に関する委員会が設置されたわけですけれども、97年に、私、この電力改革の審議会に入っ

たときにびっくりしたのは、電力会社の社長さんたちがずらっと並んで電力のルールをつくっていらっしゃるという状況だったのですね。そして、それは本当に当たり前のことで、これは言い過ぎかもしれませんが、医療でも何でもみんなそうですよね。当事者が集まってやっていたら。これは審議会のあり方としてどうかなと思っていたのですが、今回の大改革によって、基本的にはこういう中立的な委員会がそこに専門委員会をつくって、それで議論していくということになったというのは随分時代が変わったものだと思います。

ただし、事業者の方からは十分にご意見を伺い、それから情報を入れていかなければいけないと思いますが、今度の体制というのは、これも3.11以降随分、電力関係については変わってきたのでこういう改革が行われましたが、その到達点になると思いますので、それだけにこれをきちんと運用して、いい成果を上げていく責任があるのではないかと考えております。

これで議論が終わりましたが、この会議の後で、委員長として別室で記者会見をさせていただきます。それから、次回の委員会の開催日時は追って事務局よりご連絡いたします。

ほかに、何か事務局からはございますでしょうか。

○岸総務課長 特にございません。

○八田委員長 それでは、本日はこれにて終了いたします。次回以降もよろしく願いいたします。

——了——